

平成18年5月17日

各 位

会 社 名 新日鉱ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 清水 康 行  
コード番号 5 0 1 6  
問合せ先 総務グループ( I R ・ 広報担当 )  
シニアオフィサー 八牧暢行  
電 話 03-5573-5123

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、平成18年6月27日開催予定の当社第4回定時株主総会に下記のとおり提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 変更の理由

( 1 ) 会社法(平成17年法律第86号)及び関連法務省令により拡大された定款自治に関する規定を次のとおり定めるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(変更案第14条)

株主の皆様のご利便性を高めるとともに、株主総会関連費用の削減を目的として、株主総会参考書類等のインターネットによる開示・提供を可能とするものであります。

議決権の代理行使(変更案第16条)

代理人による議決権の行使について、その人数及び行使方法を明らかにするものであります。

取締役会の決議の省略(変更案第21条)

必要に応じて取締役会決議をより機動的・効率的に行うため、書面等による決議を可能とするものであります。

社外監査役との間の限定契約(変更案第37条)

社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関(変更案第39条)

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を株主総会のほか取締役会の決議でも行うことができる旨の変更を行うものであります。なお、この規定の新設に伴い現行定款第5条の2及び第37条は不要となりますので、削除するも

のであります。

- (2) 会社法の制定に伴い経過措置として設けられた定款のみなし規定（機関設計，株券発行，株主名簿管理人等）を確認的に記載するものであります。
- (3) 会社法による変更事項について所要の見直し（会社法の趣旨に反したり不要となった規定の削除，用語や言回しの見直し，引用法令及び条文の整理等）を行うものであります。なお，変更後の定款第27条，第28条及び第36条の規定は，それぞれ現行定款第24条，第25条及び第34条の規定を含めて規定する趣旨であります。また，変更後の定款第27条及び第28条につきましては，監査役全員の同意を得ております。

## 2 変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。なお，変更の理由欄の（1） ないし（3）は，それぞれ前記変更の理由の（1） ないし（3）を示します。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>（新 設）</p> <p>（公告方法） 第4条 当社の公告は，電子公告により行う。ただし，電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは，日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p><u>（機関）</u> 第4条 当社は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 <u>（1）取締役会</u> <u>（2）監査役</u> <u>（3）監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u></p> <p>（公告方法） 第5条 （現行どおり）</p>	<p>（2）</p>
<p>（発行する株式の総数及び株式の消却） 第5条 当社の発行する株式の総数は，30億株とする。ただし，株式の消却が行われた場合には，これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は，30億株とする。</p>	<p>（3）</p>
<p>（自己株式の取得） 第5条の2 当社は，商法第211条ノ3第1項第2号の規定により，取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p>（削 除）</p>	<p>（1）</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数, 単元未満株式の買増し等)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は, 500株とする。</p> <p>2 当社は, 1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は, 株式取扱規則に定めるところにより, その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は, 株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は, 取締役会の決議によって選定し, これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は, 名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き, 株式の名義書換, 実質株主名簿への記載又は記録, 質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消, 株券の不所持, 株券の交付, 単元未満株式の買取り及び買増し, 届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ, 当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は, 株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数, 単元未満株式の売渡請求等)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は, 500株とする。</p> <p>2 当社は, 前条の規定にかかわらず, 単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は, 株式取扱規則に定めるところにより, その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は, 株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は, 取締役会の決議によって定め, これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。), 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿, 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ, 当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(2), (3)</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(株式取扱規則) 第8条 株券の種類及び株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取り及び買増し、手数料その他株式に関する取扱いについては取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第10条 株券の種類並びに株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	(3)
<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	(削 除)	(3)
<p>(株主総会の招集) 第10条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>(株主総会の招集) 第11条 (現行どおり)</p>	
(新 設)	<p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	(3)
<p>(株主総会の議長) 第11条 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当たる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(株主総会の議長) 第13条 (現行どおり)</p>	

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(新 設)</p> <p>(株主総会の決議要件) 第12条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき株主総会の特別決議は 総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の3分の2以上によってこれを決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>(取締役の数) 第14条 当会社に取締役13名以内を置く。 。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(株主総会の決議要件) 第15条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(取締役の数) 第17条 当会社の取締役は、13名以内とする。</p>	<p>(1)</p> <p>(3)</p> <p>(1)</p> <p>(3)</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3 取締役の選任は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>	( 3 )
<p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に終了する。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結した時に終了する。</u></p>	( 3 )
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第17条 <u>取締役会は、法令又はこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p>	( 削 除 )	( 3 )
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第18条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第21条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会決議があったものとみなす。</u></p>	( 1 )
<p>(代表取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p>	<p>(代表取締役の選定)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p>	( 3 )

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>( 役付取締役 ) 第20条 取締役会の決議をもって取締役 会長及び社長を置く。 2 業務上必要があるときは、取締役会 の決議をもって取締役副会長、副社長、 専務取締役及び常務取締役それぞれ若 干名を置くことができる。</p> <p>( 相談役又は顧問の委嘱 ) 第21条 取締役会の決議をもって当会社 に相談役及び顧問を置くことができ る。</p> <p>( 取締役会規則 ) 第22条 取締役会に関しては、この定款 のほか、取締役会において定める取締 役会規則による。</p> <p>( 取締役の報酬 ) 第23条 取締役の報酬は、株主総会の決 議によって定める。</p> <p>( 取締役の責任免除 ) 第24条 当会社は、取締役( 取締役であつ た者を含む。 ) の商法第266条第1項第5 号の行為に関する責任につき、その取 締役が職務を行うにつき善意にしてか つ重大なる過失がない場合は、取締役 会の決議により、商法第266条第12項、 同条第17項及び同条第18項に定める限 度額の範囲内で、その責任を免除する ことができる。</p>	<p>( 役付取締役 ) 第23条 ( 現行どおり ) 2 ( 現行どおり )</p> <p>( 相談役又は顧問の委嘱 ) 第24条 ( 現行どおり )</p> <p>( 取締役会規則 ) 第25条 ( 現行どおり )</p> <p>( 取締役の報酬等 ) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受ける <u>財産上の利益( 以下「報酬等」という。 )</u> は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>( 取締役の責任免除 ) 第27条 当会社は、取締役( 取締役であつ た者を含む。 ) の会社法第423条第1項の 責任につき、その取締役が職務を行う につき善意にしてかつ重大なる過失が ない場合は、取締役会の決議により、<u>会 社法第426条第1項に定める限度額の範 囲内で、その責任を免除することがで きる。</u></p>	<p>( 3 )</p> <p>( 3 )</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>( 社外取締役との間の限定契約 )  第25条 当社は、社外取締役( <u>商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役をいう。</u> )との間で、<u>爾後当該社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により当社に損害を与えた場合において、当該社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、500万円以上であらかじめ定める金額又は商法第266条第19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p>	<p>( 社外取締役との間の限定契約 )  第28条 当社は、社外取締役との間で、<u>当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは500万円以上であらかじめ定める金額又は会社法第427条第1項に定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p>	( 3 )
<p>( 監査役の数 )  第26条 当社に<u>監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>( 監査役の数 )  第29条 当社に<u>監査役は、4名以内とする。</u></p>	( 3 )
<p>( 監査役の選任 )  第27条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。  2 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>( 監査役の選任 )  第30条 ( 現行どおり )  2 監査役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	( 3 )
<p>( 監査役の任期 )  第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に終了する。</u>  2 <u>補欠によって就任した監査役の任期は、前任者の任期が終了すべきであった時に終了する。</u></p>	<p>( 監査役の任期 )  第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結した時に終了する。</u>  2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	( 3 )



現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(監査役会の権限) 第29条 監査役会は、法令又はこの定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会規則) 第31条 監査役会に関しては、この定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役の報酬) 第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(3)</p> <p>(3)</p> <p>(3)</p> <p>(3)</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、<u>商法第280条第1項の準用する商法第266条第18項の規定により読み替えて適用する同条第12項に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の<u>会社法第423条第1項の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、会社法第426条第1項に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	(3)
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外監査役との間の限定契約</u>)</p> <p>第37条 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がないときは、500万円以上であらかじめ定める金額又は会社法第427条第1項に定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p>	(1)
<p>(決算期)</p> <p>第35条 当社の<u>決算期は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>	(3)
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第39条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>	(1)
<p>(<u>配当金の支払</u>)</p> <p>第36条 当社の<u>株主配当金は、毎決算期の最終の株主名簿によって支払うものとする。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第40条 当社の<u>剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日及び9月30日とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>	(3)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(中間配当)  <u>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)  <u>第38条 株主配当金及び前条の規定による分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>( 1 )</p> <p>( 3 )</p>

【日 程】

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日（火曜日）(予定)

定款変更の効力発生日 平成18年6月27日（火曜日）(予定)

以 上